

〈地域密着型通所介護〉

【令和7年4月1日現在】

事業所名	社会福祉法人眉丈会 唐戸山デイサービス																																													
事業の種類	指定地域密着型通所介護事業所 指定介護予防通所介護事業所	介護保険事業所番号	第1770700233号 (石川県指定)																																											
事業所の所在地	〒925-0053 石川県羽咋市南中央町キ154番地13 地域ケアセンター唐戸山内																																													
事業所連絡先	0767-22-4141	管理者	松村 好見 (センター長)																																											
運営方針	ご利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、必要な日常生活上の 助及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにご利用者の家族の身体的・精神的 負担の軽減を図る。事業の実施に当たっては、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事 業者、地域の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。																																													
サービス内容	日常生活上の援助(移動、排泄等必要な身体介護)、健康状態の確認、機能訓練、送迎、入浴、 食事、相談・助言等に関すること																																													
利用定員	15名																																													
通常の送迎の実施地域	羽咋市																																													
従業者の職種、員数	管理者:1名(兼務)、生活相談員(兼務)、看護職員1名(兼務)、介護職員1名以上 ※常勤換算人数																																													
事故発生時及び 緊急時の対応について	①指定介護通所介護等の提供により事故が発生した場合は、別に定める事故対策規程に基づき適切に対応します。 また、市町村、当該利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。 ②指定介護通所介護等の提供中に利用者の病状の急変が生じた場合やその他必要な場合には、速やかに当該利用者 の家族及び主治医又は協力医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講じます。 ③当施設において、事業者の責任により、ご利用者に生じた損害については、速やかにその損害を賠償いたします。																																													
協力医療機関及び 協力歯科医療機関 バックアップ施設	□協力医療機関/池野病院 診療科目:内科、整形外科、診察室 所在地:石川県羽咋市南中央町3 □協力歯科医療機関/鈴木歯科医院 診療科目:歯科 所在地:石川県羽咋市南中央町72-1 □バックアップ施設/眉丈園 施設種類:特別養護老人ホーム 所在地:石川県羽咋市の場町稲荷山出口26-2																																													
苦情相談窓口	窓 口:唐戸山デイサービス苦情解決委員会 担 当 者:センター長 松村 好見 連 絡 先:TEL/0767-22-4141 FAX/0767-22-2228																																													
第三者評価の実施状況	当事業所では、石川県福祉サービス第三者評価を受審していません。																																													
サービス提供時間及び 利用料	<p style="text-align: center;">介護サービス</p> <p>☆営業日:月曜日~土曜日(12/31~1/3休日) ☆営業時間:9:30~15:40 《介護報酬負担分》 サービス利用料金(日単位)</p> <table border="0"> <tr><td>要介護1</td><td>:</td><td>678</td><td>円</td></tr> <tr><td>要介護2</td><td>:</td><td>801</td><td>円</td></tr> <tr><td>要介護3</td><td>:</td><td>925</td><td>円</td></tr> <tr><td>要介護4</td><td>:</td><td>1,049</td><td>円</td></tr> <tr><td>要介護5</td><td>:</td><td>1,172</td><td>円</td></tr> </table> <p>加算分 入浴加算(Ⅰ)(1回あたり): 40 円 個別機能訓練加算Ⅰイ(1回あたり) 56 円 個別機能訓練加算Ⅰロ(1回あたり) 76 円 口腔・栄養スクリーニング加算 20 円 サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 22 円 科学的介護推進体制加算 40 円 介護職員処遇改善加算:月合計単価に加算 算率9.2%乗じた数</p> <p>※利用料金の負担割合については、介護保険 負担割合証の通りとなります。 《自己負担分》○食事代 昼食 710 円</p>	要介護1	:	678	円	要介護2	:	801	円	要介護3	:	925	円	要介護4	:	1,049	円	要介護5	:	1,172	円	<p style="text-align: center;">介護予防・日常生活支援総合事業</p> <p>☆営業日:月曜日~土曜日(12/31~1/3休日) ☆営業時間:9:30~15:40 《介護報酬負担分》 □緩和基準 サービス利用料金(月単位)</p> <table border="0"> <tr><td>要支援1</td><td>:</td><td>1,528</td><td>円</td></tr> <tr><td>要支援2</td><td>:</td><td>3,078</td><td>円</td></tr> </table> <p>現行相当 サービス利用料金(月単位)</p> <table border="0"> <tr><td>要支援1</td><td>:</td><td>1,798</td><td>円</td></tr> <tr><td>要支援2</td><td>:</td><td>3,621</td><td>円</td></tr> </table> <p>※入浴費、送迎費も含まれる 現行相当加算分(月単位) 口腔・栄養スクリーニング加算 20 円 サービス提供体制強化加算(Ⅰ)</p> <table border="0"> <tr><td>要支援1</td><td>:</td><td>88</td><td>円</td></tr> <tr><td>要支援2</td><td>:</td><td>176</td><td>円</td></tr> </table> <p>科学的介護推進体制加算: 40 円 介護職員処遇改善加算:月合計単価に加算 算率9.2%乗じた数</p> <p>※利用料金の負担割合については、介護保険 負担割合証の通りとなります。 《自己負担分》 ○食事代 昼食 710 円</p>	要支援1	:	1,528	円	要支援2	:	3,078	円	要支援1	:	1,798	円	要支援2	:	3,621	円	要支援1	:	88	円	要支援2	:	176	円
要介護1	:	678	円																																											
要介護2	:	801	円																																											
要介護3	:	925	円																																											
要介護4	:	1,049	円																																											
要介護5	:	1,172	円																																											
要支援1	:	1,528	円																																											
要支援2	:	3,078	円																																											
要支援1	:	1,798	円																																											
要支援2	:	3,621	円																																											
要支援1	:	88	円																																											
要支援2	:	176	円																																											
その他の費用	①おむつ代 : 実費相当 ②行事費、アクティビティ活動費 : 材料費等の実費 ③その他利用者が希望する特別な経費や必要と判断される経費 : 実費 ④通常事業の実施地域以外のご利用者に対する送迎費・交通費1回:2,000円(送迎費片道)																																													
利用に関する留意事項	(1) 利用前に見学、体験はパンフレット、重要事項説明書等の配布でご相談に対応します。 (2) サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。 (3) 危険物等(銃・刀剣類)原則として持ち込むことはできません。 (4) 事業所内の設備・器具は本来の用途に従ってご利用ください。これに反したこと により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。 (5) 他のご利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。 (6) 所持金品は、基本的に自己の責任で管理してください。 (7) デイサービス内で職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、 営利活動を行うことはできません。 (8) デイサービス内の指定された場所以外での喫煙はできません。																																													